

▶ 県防災情報メール ◀

携帯電話・パソコンに、防災に関する情報をメールでお知らせします。



配信する情報

①気象注意報・警報

気象庁による県内の気象注意報・警報

②震度情報

県内で発生した震度3以上の地震の震度など

③避難勧告など

市町村が発令した避難勧告、避難指示、避難準備情報

④避難所開設情報

市町村が開設した避難所情報

⑤危機管理情報

武力攻撃およびテロに関する情報

登録方法

・携帯電話からは…

バーコードリーダー機能付き携帯電話は、右のQRコードをご利用ください。または、

宛先にsaitamaken@jijo.bosai.infoと入力して空メールを送り、届いたURLにアクセスすると、登録手続きができます。



・パソコンからは…

同じように空メールを送ると、登録手続きができます。

問合せ

県消防防災課応急対策・訓練担当 ☎048-830-3180

詳しい情報は、下記サイトに掲載されています

●県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/bousai-mail.html>

●携帯電話の案内サイト

- ・iモード版 <http://saitamapref.bosai.info/mobile/do/bosaimail/index.html>
- ・EZweb版 <http://saitamapref.bosai.info/mobile/au/bosaimail/index.html>
- ・ソフトバンク <http://saitamapref.bosai.info/mobile/vf/bosaimail/index.html>

※迷惑メール防止機能をお使いのかたは、登録をする前にsaitamaken@jijo.bosai.infoドメインからのメールが受信できるように設定をご確認ください。

国民健康保険の被保険者・高齢受給者または老人医療受給者で住民税非課税世帯のかたは、
入院の際にあらかじめ申請により交付を受けた「認定証」を提示することにより、入院時一部負担金の限度額適用を受けたり、
食事代の自己負担額を減額することができます。
ことができます。

申請に必要なもの

○認定証（前年度交付されてい
るかた）
○印鑑
○保険証
○老人医療受給者証または高齢
受給者証（該当者のみ）
○減額認定証をお持ちの
かたも、
8月1日から新しい認

◆国民健康保険・老人保健◆

入院時一部負担金の 限度額適用と 食事代の減額



定証が必要になりますので、申請の手続きをしてください。
また、世帯に異動があつた場合は、該当しなくなる場合もあります。

申請先
住民福祉課 ☎62-11230
国保年金係 内線102
福祉係 内線108

対象	内容
国民健康保険の被保険者で 住民税非課税世帯のかた	入院時の食事代自己負担額の減額と 一部負担金の限度額適用
老人医療受給者で 住民税非課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用
国民健康保険の被保険者（70歳未満）で住民税課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用